



第 2 章 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

■ 法律や他の町計画との整合を図り炭素化を目指す

本計画は、温対法第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第 5 次宮代町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画（令和3（2021）年 10 月閣議決定）」、「埼玉県地球温暖化対策実行計画」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「宮代町第 3 次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「宮代町都市計画マスタープラン」、「宮代町公共施設等総合管理計画」等と整合を図り推進します。

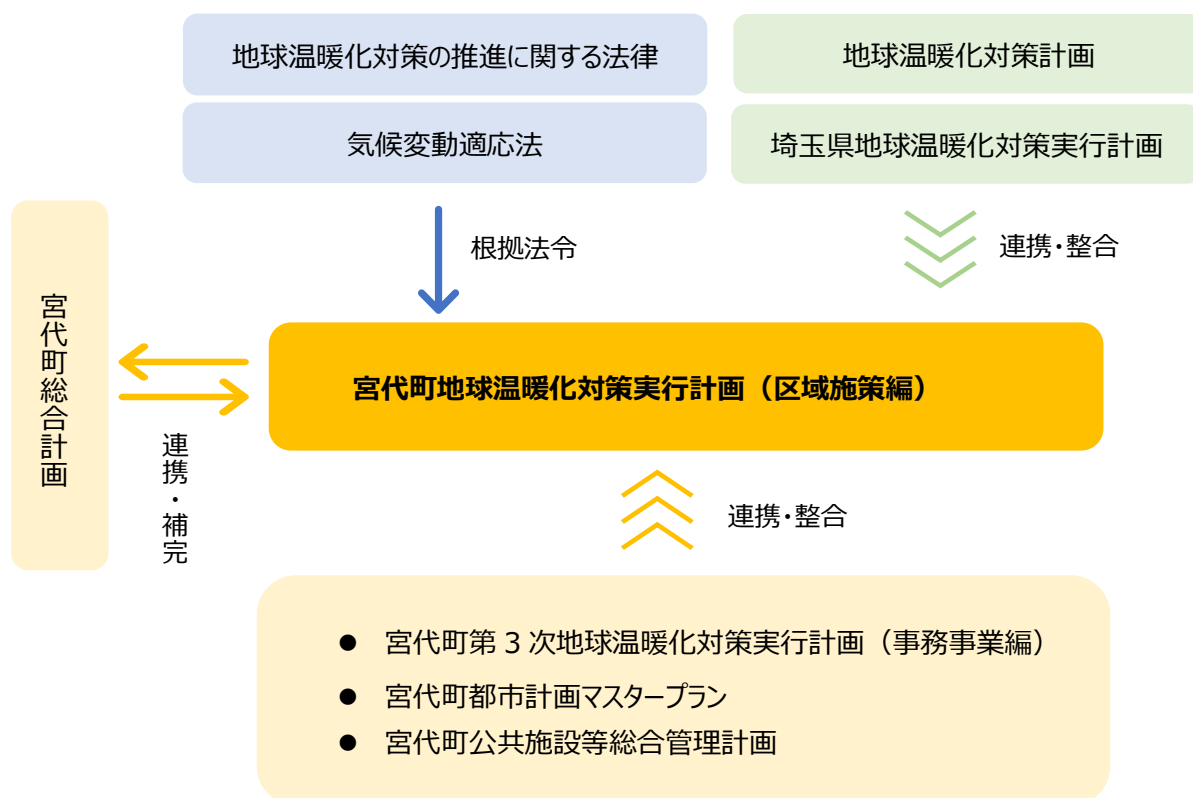


図 2-1 計画の位置づけ

2-2 計画期間

■ 計画期間は 2030 年度まで

本計画の期間は令和 7(2025)年度から令和 12(2030)年度までの 6 年間とします。

国の「地球温暖化対策計画」、「埼玉県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、基準年度を平成 25(2013)年度とし、目標年度を令和 12(2030)年度とします。さらに、将来的な目標として、令和 32(2050)年度を見据えた計画とします。

なお、計画期間中にあっても、社会情勢の変化や計画の推進状況など、必要に応じて見直しを図ります。



図 2-2 計画期間

2-3 計画の対象

(1) 対象とする範囲

宮代町全域を対象とします。町、町民、町内事業者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域	宮代町全域
------	-------

(2) 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている 7 種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素(CO₂)を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については、把握が困難であることから対象外とします。

対象とする温室効果ガス	二酸化炭素
-------------	-------

(3) 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 2 - 1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※ ¹	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※ ²	
家庭部門※ ³	
運輸部門※ ⁴	自動車（旅客）
	自動車（貨物）
廃棄物分野（焼却処分）※ ⁵	一般廃棄物

※¹ …製造業、建設業、鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

※² …事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※³ …家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※⁴ …自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※⁵ …廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出